

西部市民センターの使用許可取消又は使用停止について（お知らせ）

福山市市民センター条例第6条の規定に基づき、災害（避難場所開設等）その他の管理上の理由などにより、使用の許可を取り消し、又は使用を停止する場合があります。

その場合には、使用許可の取り消し、又は停止した翌日から起算して、おおむね1か月以内に使用日の変更を検討いただきますようお願いいたします。

なお、使用日の変更が難しい場合には、既にいただいている使用料を、御指定の口座に全額還付いたしますので、還付の手続きが必要となります。

問合せ先 松永市民サービス課
電話 084-930-0400